

## クロマトグラフィー科学会功労賞規程

制定 平成 14 年 1 月 1 日

改定 平成 23 年 10 月 22 日

- 第 1 条 本会に学会功労賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして分離・検出科学の発展に大きな貢献をなした者で、また本会の運営面で多大の貢献をなした者。受賞の年の 1 月 1 日現在、引続き本会会員であるものにこれを贈呈する。但し、学会賞受賞者及び学術特別貢献賞受賞者は受賞できない。
- 第 2 条 本賞の贈呈は、毎年 3 件以内とする。
- 第 3 条 本賞は、賞状及び賞牌としクロマトグラフィー科学会議において贈呈する。
- 第 4 条 会長は、各理事、評議員に推薦を依頼するほか、毎年クロマトグラフィー誌に本賞候補者の推薦に関する案内を掲載する。
- 第 5 条 会員は、3 月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第 6 条 本賞候補者の選考は功労賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。審査委員会は褒賞担当理事 1 名と、理事または評議員 4 名の計 5 名で構成し、理事会の選考に基づいて会長が委嘱する。委員長は委員の互選による。
- 第 7 条 審査委員会の内規は別に定める。
- 第 8 条 審査委員の任期は、1 年とする。但し、重任を妨げない。
- 第 9 条 審査委員は被推薦者及びその推薦者であってはならない。
- 第 10 条 審査委員会は推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値を認めた者 3 件以内を選考し、本人の承諾を得て、選考結果を 6 月末日までに会長に報告する。
- 第 11 条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。